

守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』整備に係るDB事業
VE提案実施要領

令和2年9月2日

守山市

目 次

1 本書の位置づけ	1
2 VE提案に関するスケジュール	1
3 VE提案の目的	2
4 VE提案の範囲	3
5 VE提案に関する質問回答および事前確認	4
6 VE提案書の提出	4
7 VE提案の審査	5
8 実施設計への反映	5
9 費用負担	5
10 責任の所在	6
11 VE提案が実施できない場合	6
12 VE提案内容の保護	6
13 著作権	6
14 問い合わせ先	6

1 本書の位置づけ

本VE提案実施要領は、守山市（以下「市」という。）が「守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』整備に係るDB事業」（以下「本事業」という。）の事業者選定にあたって、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が行うVE提案に関する事項を定めるものである。

本事業において、入札参加者は、市が実施した基本設計に対して、工事費等の縮減、品質・性能の向上、施工計画の合理化等を実現するためのVE提案を行うことができる。

なお、VE提案は入札参加者の権利であり、VE提案書の提出の有無およびVE提案の採否については入札参加者が備えるべき参加資格要件としない。

2 VE提案に関するスケジュール

VE提案に関するスケジュールは、以下のとおりとする。

日程		内容
令和2年度	9月2日(水)	入札公告 ・VE提案実施要領を含む入札説明書等の公表
	9月16日(水)	第1回入札説明書等に関する質問の受付締切
	10月1日(木)頃	第1回入札説明書等に関する回答の公表
	10月12日(月)	第2回入札説明書等に関する質問の受付締切 個別対話の申込受付締切 VE提案事前確認書の提出締切 (個別対話参加者のみ)
	11月4日(水)～6日(金)	個別対話の実施 ・VE提案に関する事前確認
	11月12日(木)頃	第2回入札説明書等に関する回答の公表
	11月19日(木)	入札参加表明書等の受付締切
	11月26日(木)頃	資格審査結果の通知
	12月1日(火)	VE提案の受付締切
	12月17日(木)頃	VE提案審査結果の送付

3 VE提案の目的

VE提案は、以下の3つの目的のいずれかに合致すること。特に1つ目の「(1) 工事費等の縮減」を第一に優先すべき目的として提案すること。

なお、VE提案にあたっては、要求水準書および基本設計図書の内容を踏まえて、基本設計意図をよく理解した上で、実施すること。

(1) 工事費等の縮減

市の厳しい財政事情や、新型コロナウイルス感染症の拡大の長期化を鑑み、施工業務に関する工事費、引渡し対象物に関する維持管理費および設備更新費が縮減されること。

(2) 品質・性能の向上

新庁舎の基本理念、基本方針、設計コンセプトおよびその他基本設計意図を踏まえた上で、特に以下の2点において、引渡し対象物の更なる品質・性能の向上が期待されること。

ア 安全性の向上のための合理的な構造形式・種別、外装等の変更

イ 新庁舎の供用開始以降の維持管理・設備更新・大規模修繕等の容易性の向上

(3) 施工計画の合理化

工期や要求水準書等を遵守した上で、特に以下の点において、施工計画の合理化が期待されること。

ウ 効果的、効率的なローリング・仮設計画

なお、上記ア～ウの3点を総称して「VE提案重点テーマ」という。

4 VE提案の範囲

VE提案の範囲は、以下のとおりとする。

(1) VE提案重点テーマに関連する提案

VE提案重点テーマに関連する提案を行う際に、提案による効果が、その目的に照らして十分に見込まれることや、基本設計図書および要求水準書に明示された性能と同等以上の性能が確保されていると、市が判断する場合に限り、基本設計図書の記載内容の変更を認める。

VE提案重点テーマに関連する提案範囲は、次に示すとおりとする。

ア 安全性の向上のための合理的な構造形式・種別、外装等の変更に関する提案

(ア) 基本設計図書に示す建物安全性能等と同等またはそれ以上の安全性能を有し、経済的かつ合理的な構造形式・種別、外装等の工法等への変更提案は可能とする。

(イ) 設計用床積載荷重の設計条件は、基本設計図書に示すとおりとする。

イ 新庁舎供用開始以降の維持管理・設備更新・大規模修繕等の容易性の向上に関する提案

(ア) 基本設計図書の記載内容の品質・性能以上であることを前提として、新庁舎供用開始以降の維持管理・設備更新・大規模修繕等の容易性の向上に資する、外部・内部仕上の変更、設備仕様の変更、平面・立面・断面計画の変更は可能とする。

ウ 効果的、効率的なローリング・仮設計画に関する提案

(ア) 本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が実施する工事範囲自体の変更は不可とする。

(イ) 基本設計図「E. 建替計画図」に示す工事範囲の変更（1次建設工事と2次建設工事の工事範囲の変更、仮設・盛替え工事の範囲・手順等の変更、仮設を含む工事区画の変更等）については、各ステップに関わらず、市と協議の上、既存庁舎の運営（駐車場・駐輪場台数、倉庫面積、ゴミ置き場への収集業者のアクセス、引越時期等の移転計画等を含む）や別途工事で行う既存庁舎等の解体撤去、外構工事に影響・支障がない範囲であれば、可能とする。

(ウ) 新館バルコニー下を工事中の仮の駐輪場として利用する予定であることに留意すること。

(2) その他のVE提案が可能な範囲

基本計画に掲げた5つの基本方針に合致し、要求水準書および基本設計図書に示す内容の品質・性能以上とする提案は可能とする。

(3) その他留意点

以下の条件にあてはまる場合には、基本設計図書の記載内容の品質・性能以上とする提案であっても、VE提案が認められない場合がある。

ア 新庁舎供用開始以降の維持管理・設備更新・大規模修繕等の費用負担等が大きいと考えられるもの

- イ 既存庁舎や周辺地域に対して工事中の影響が大きいと考えられるもの
- ウ 環境負荷が大きいと考えられるもの
- エ その他市が採用を適当と認めない相当の理由があるもの

5 VE提案に関する質問回答および事前確認

(1) VE提案に関する質問回答

VE提案に関する質問の受付および回答の公表は、入札説明書等に関する質問回答として行うので、入札説明書を参照の上、質問を提出すること。

(2) 個別対話によるVE提案に関する事前確認

本事業への入札参加を希望する者を対象に、基本計画コンセプト・基本設計意図の理解を深めること、本VE提案実施要領に規定する提案範囲の明確化を目的として、正式なVE提案に先立って個別対話による事前確認を行う。

正式なVE提案審査においては、VE提案書に基づいて提案の効果（コストを含む。）や設計変更に伴う懸案事項を総合的に評価して採否を決定するが、個別対話による事前確認においては、入札参加希望者が想定しているVE提案概要に関する意見交換を行い、正式なVE提案審査におけるVE提案効果の最適化を図る。

個別対話への参加を希望する者は、入札説明書【別添資料3 提案様式集】の「VE提案に関する事前確認書（様式3-1から3-4）」を提出すること。

なお、個別対話への参加は入札参加希望者の任意とし、個別対話への参加の有無は正式なVE提案審査における採否には影響しない。また、「VE提案に関する事前確認書」に記載されていないVE提案項目を、正式なVE提案審査時に提出する「VE提案書」に追加して提案することを妨げない。

個別対話を踏まえたVE提案にする事前確認結果を、VE提案を行った個別対話の参加者に個別に通知する。

また、個別対話でなされた質疑応答内容のうち、入札参加希望者の個別の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、第2回入札説明書等に関する質問への回答とあわせて公表する。なお、個別対話への参加を行った者の企業名は公表しないものとする。

6 VE提案書の提出

VE提案を行おうとする入札参加者は、入札説明書を参照の上、入札説明書【別添資料3 提案様式集】に示すVE提案書を提出すること。

7 VE提案の審査

(1) 採否の審査

入札参加者から提出されたVE提案書について、審査委員会において各VE提案を審査し、市において各VE提案の採否を決定する。VE提案の審査にあたり、入札参加者から提出されたVE提案書に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認および追加資料の提出等を求める場合があるほか、個別ヒアリングを行って確認する場合がある。

(2) 審査結果の通知

各VE提案の採否結果は、VE提案審査結果通知書に採否の理由を付して、当該VE提案を行った入札参加者に個別に通知する。なお、VE提案審査結果に対する不服申し立ては受け付けない。

(3) 事業提案書および入札書の提出

VE提案の採用が認められた入札参加者は、原則として当該VE提案を反映した事業提案書および入札書を提出する。また、その後の検討によりVE提案を取り下げる場合は、入札説明書【別添資料3 提案様式集】の「VE提案辞退書（様式 3-12）」を事業提案書の受付までに、市に提出すること。

採用されなかったVE提案項目については、市が提示した基本設計図書（VE提案が採用されなかった箇所）に基づき事業提案書および入札書を作成し、提出すること。

なお、入札参加者は、採用が認められなかったVE提案や、事前にVE提案として提出すべきであった内容を、事業提案書および入札書の提出時に改めて提案したり、追加で提案してはならない。

事業提案書および入札書の提出時に、これらの追加提案がなされた場合、市はこれらの提案を一切評価しない。

(4) 提案評価

事業提案書および入札書の提出後、事業提案書および入札書に反映されたVE提案について、審査委員会において落札者決定基準に示す評価基準に従って評価する。

8 実施設計への反映

事業者は、VE提案の採用が認められ、かつ事業提案書および入札書に反映したVE提案に基づき、請負契約締結後、実施設計および本事業の実施に必要な許認可および各種申請等の行政手続きを行う。

9 費用負担

VE提案に要する費用は全て入札参加者の負担とする。また、VE提案に基づく実施設計お

よび本事業の実施に必要な許認可および各種申請等の行政手続きに要する費用は、入札価格に含めるものとする。

10 責任の所在

基本設計図書に関する責任は市および基本設計者が負担し、V E 提案内容、V E 提案により変更された設計内容およびその変更が影響を及ぼす部分についての責任は事業者が負担する。市が当該V E 提案の採用を認めることをもって、事業者の責任が軽減又は免除されるものではない。

11 V E 提案が実施できない場合

請負契約締結後、事業提案書および入札書に反映されたV E 提案が実施不可能となった場合の定めについては、入札説明書【別添資料4 請負契約書(案)】を参照すること。

12 V E 提案内容の保護

V E 提案の内容については、採否の結果に関わらず、入札参加者の技術、ノウハウ等と密接に関連する部分が多いことから、次のとおり保護する。

ア V E 提案の採否の結果は、当該V E 提案を行った入札参加者に個別に通知し、V E 提案審査結果通知書は非公開とする。ただし、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係ることなく、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとして、当該入札参加者の承諾を得た内容については、審査結果とあわせて公表することがある。

イ V E 提案に係る審査の議事録等は非公開とする。

ウ V E 提案の採否の結果に係わらず、そのV E 提案が一般的に使用されている状態であると市が文書その他のもので合理的に判断できる場合は、市は無償で当該提案を使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

エ 事業者の事業提案書および入札書に反映されたV E 提案は、本事業に関し、市が無償で使用できるものとする。

13 著作権

基本設計図書に関する著作権は、市および基本設計者に帰属する。

14 問い合わせ先

守山市 総務部 施設整備室 施設整備係 (守山市役所庁舎本館2階)

住所 〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

電話番号 077-584-5926

ファックス番号 077-582-0539

メールアドレス shisetsuseibi@city.moriyama.lg.jp